

長野市先端設備等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の中小企業者の生産性の向上及び競争力の強化を図るため、中小企業者が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に規定する先端設備等導入計画に基づき、先端設備等を導入する費用に対し、予算の範囲内において長野市先端設備等導入支援事業補助金（以下「補助金」という）を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等導入計画 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画であって、同条第4項又は第53条第1項の規定により市長から認定を受けたものをいう。
- (3) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等のうち、先端設備等導入計画に基づいて令和7年4月1日以降に導入するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業者以外の事業者であって、資本金の額又は出資の総額が3億円を超える事業者をいう。
- (5) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）又は職員を兼ねている者が、役員の総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 先端設備等導入計画の認定を受けた日が令和7年4月1日以降であること。
- (2) 先端設備等を導入する事務所、営業所、工場等に従業員を1名以上置き、事業活動を行うこと。
- (3) この要綱による補助金を充てる経費について、国、県、市その他の団体による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) みなし大企業でないこと。
- (6) その代表者、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をい

う。)又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者(長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。)でないこと及びその運営又は経営に暴力団員又は暴力団関係者が参画していないこと。

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。

(補助対象設備)

第4 補助金の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、先端設備等及びその附帯設備(市長が適当でないと認めるものを除く。)(リース契約及び割賦販売契約に基づき導入するものを除く。)とする。

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、一の補助対象設備の合計額が1,500万円(消費税、地方消費税、振込手数料、その他市長が適当でないと認める経費を除く。)以上の補助対象設備の導入に要する経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税、振込手数料その他市長が適当でないと認める経費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費から1,500万円を減じた額の2分の1以内の額(当該額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、一の交付対象者につき300万円を限度とする。

(補助金の交付の条件)

第7 補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により取得した設備等(以下「財産」という。)を市外に移設しないこと。
- (2) 補助事業が完了した日から5年間は、市長が別に定める補助事業による労働生産性の向上又は従業員への賃金の引き上げに資する取組の広報に協力すること。
- (3) 補助事業が完了した日から5年間は、補助事業による労働生産性の向上又は従業員への賃金の引き上げの実績について、市が報告を求めた場合は速やかに提出すること。

(補助金の申請等)

第8 規則第3条に規定する申請書は、長野市先端設備等導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 先端設備等導入計画及び当該先端設備等導入計画に係る市長の認定書の写し
- (2) 見積書、価格表その他の積算金額の根拠書類
- (3) 市税の納付状況の確認に係る同意書兼誓約書
- (4) 法人にあっては登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し、個人に

あつては住民票の写し

(5) 規則第3条の規定による交付の申請を行う日の属する事業年度の前事業年度の確定申告書の写しその他当該申請に係る事業の収入を確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める日とする。

4 補助金の交付の申請及び交付は、一の交付対象者につき1回を限度とする。

(補助事業の内容の変更等)

第9 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市先端設備等導入支援事業変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市先端設備等導入支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第10 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市先端設備等導入支援事業補助金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書その他の支出が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(補助金の交付請求)

第11 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市先端設備等導入支援事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(財産の管理及び処分)

第12 補助事業者は、財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、財産の処分をするときは、あらかじめ長野市先端設備等導入支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

3 市長は、前項本文の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者に当該承認に係る財産の処分による収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。

(帳簿等の整備)

第13 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14 市長は、補助事業者が、規則第13条第1項各号に該当する場合のほか、第7各号に規定する条件に違反した場合その他市長が別に定める行為をした場合は、当該補助事業に係る補助金の交付決定を取り消すことがある。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第8関係）

長野市先端設備等導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和7年度において、長野市先端設備等導入支援事業を下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 先端設備等導入計画及び当該先端設備等導入計画に係る市長の認定書の写し
- (2) 見積書、価格表その他の積算金額の根拠書類
- (3) 市税の納付状況の確認に係る同意書兼誓約書
- (4) 法人にあっては登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し、個人にあっては住民票の写し
- (5) 長野市補助金等交付規則第3条の規定による交付の申請を行う日の属する事業年度の前事業年度の確定申告書の写しその他当該申請に係る事業の収入を確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 9 関係）

（表）

長野市先端設備等導入支援事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた長野市先端設備等導入支援事業の内容を変更したいので、下記のとおり申請
します。

記

変更事項	変更前	変更後
変更理由		

(裏)

変更後経費明細表

対象となる先端設備等	補助対象経費 (税抜)
	(1) 円
	(2) 円
	(3) 円
	(4) 円
	(5) 円
合 計	(6) 円

備考

- 1 対象となる先端設備等ごとに、補助対象経費を記入してください。
- 2 補助対象経費については、見積書、価格表等の根拠書類に基づく金額を記入してください。
- 3 本補助金の変更申請前に、認定済みの先端設備等導入計画について変更申請を行ってください。

様式第3号（第9関係）

長野市先端設備等導入支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あった長野市先端設備等導入支援事業を下記のとおり中止（廃止）したいので承認
してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助事業を中止する期間又は補助事業の廃止予定年月日
- 4 その他

様式第4号（第10関係）

長野市先端設備等導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付
決定のあった長野市先端設備等導入支援事業を下記のとおり実施しました。

記

1 本事業による取組の概要及び結果

2 今後の展開

※具体的な数値を用いて記載してください。

3 補助事業の完了日 年 月 日

4 補助金交付請求額 円

5 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書その他の支出が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第11関係）

長野市先端設備等導入支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名
連絡先（電話）
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった長野市
先端設備等導入支援事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協						支店 支所 出張所						
	預金種別				口座番号 (右詰めで記入)								
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号				番号 (右詰めで記入)								

様式第 6 号（第12関係）

長野市先端設備等導入支援事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあった長野市先端設備等導入支援事業補助金により取得した財産を処分することについて、下記のとおり承認してください。

記

1 取得財産

(1) 品名

(2) 取得年月日

年 月 日

(3) 取得価格

円

2 処分の方法

3 処分の理由